

## 請願第4号 精神保健医療福祉の改善に関する請願

(※討論は、いずれも委員長報告に対して行われたものです。)

### 賛成の討論

#### 12番 三宅文雄 議員

請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

平成16年9月に策定された精神保健医療福祉の改革ビジョンにおいて、入院医療中心から地域生活中心との理念が、我が国の精神科医療のあるべき姿として明確にされました。さらに、産業保健領域を中心としたうつ病などのメンタルヘルス対策強化の認識が共有され、精神症状を伴う認知症高齢者の増加などから、認知症を含めて精神疾患に関し、改めて国として対策する重要性が確認され、当時、5疾病5事業の1疾病に位置づけられました。

その後も積極的な精神疾患に対する啓発や精神保健福祉に関する法改正、診療報酬改定による誘導など様々な施策が推進され、都市部での精神科クリニックの増加、有効な薬の開発などから精神科を取り巻く状況は変化してきた現状であるとの報告もあり、さらに現在も厚生労働省を中心として継続して改善が試みられています。

こうした動きが継続している中での本請願については採択すべきではないと考えます。

#### 13番 坊野公治 議員

請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

請願内容については、同様の課題について厚生労働省で長年議論されており、精神障害者に対する差別についても平成28年4月から施行された障害者差別解消法により各自治体が動いています。この法律は、障害者手帳を持つ人だけでなく、障害者手帳は持っていないものの、何らかの機能の障害がある人も対象に含んでおり、当然精神障害者についても含まれています。

このように、既にこの件については、国だけではなく、市、県、保健所を含めた関係団体でしっかり連携を取りながら進められているという実情があります。

また、本請願で触れられている地域・家族といった介助する立場の方の現状の課題を含め、井原市議会として国全体の精神保健医療福祉のあり方についての調査・分析は困難であると考えます。このことから、不採択とすべきと考えます。

## 反対の討論

2番 三宅孝之 議員

請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について、委員長報告に対して反対の立場、採択が妥当であるという立場で討論させていただきます。

私は、次の2点から請願4号の採択が妥当であると考えています。まず、1つ目に、精神保健医療福祉の改善は、精神障害の方がいらっしゃるご家族はもちろん、精神障害のある方本人に必要な不可欠という点です。市民福祉委員会において、精神障害の方の世話をし、他の方に迷惑をかけるかもしれない不安から、長期入院はやむを得ないというご家族側の立場からの意見がありました。私は、ご家族はもちろん、精神障害の方本人への支援や取り組みの改善なしには、ご家族や本人の苦労や悩み、その人権も改善されないと考えています。

精神障害は、脳の病気であり、認知症と何ら変わりありません。現在、介護保険制度という制度があります。かつて高齢者や認知症の方への理解がなく、もともと家庭で面倒を見るという意識が強く、祖父母の世話を娘や息子、息子の嫁など、家族が介護することが、一昔前まで普通でした。しかし、高齢者の数が年々増加し、若年層の減少から、プロの手を借りるという考え方へ少しずつシフトしていきました。そして、2000年4月に高齢者を社会全体で支えるという理念で、介護保険制度が創設されました。認知症や高齢者本人、その家族の苦労や悩みを解決するため、導入された介護保険制度は、現在、なくてはならない制度となっています。認知症や高齢者に対しての人権理解も進み、寄り添った支援や取り組み、認知症や高齢者本人やそのご家族の生活は、改善されています。

精神疾患は本人だけでなく、支える家族の負担も大きいものです。家族だけで抱え込んで、結果、共倒れになっては元も子もありません。少しでも体や心の負担を減らすためには国の支援体制がかかせません。高齢者や認知症の方を介護する家族の支援や取り組みの改善は必要で、精神障害の方の支援や取り組みの改善は、必要ないとは思いません。支援や取り組みの改善はしないということは、精神障害の方のみならず、ご家族の方の人権も考えていないことにほかなりません。

2015年国連サミットで、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指すという世界共通の目標を掲げたはずですが、胸にSDGsのバッジをつけ、啓発し実践されている方も多いでしょう。そのバッジは、飾りじゃないはずですが、精神障害の方、その家族の支援や取り組みの改善を図るために、委員会の決定された不採択に反対し、採択が妥当であると考え、意見書を国会に提出に値するものと考えます。

2点目に、国連をはじめ、日本政府も、法律で、精神保健医療において、支援や取り組みの改善に努力している点です。

平成18年(2006)、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする障害者権利条約が国連総会で採択され、日本は、平成19年(2007)に署名し、平成26年(2014)に批准し効力が発生しています。

精神障害者への理解を深めてから段階的に取り組むことが大切だという意見が、市民福祉委員会でありましたが、わが国の精神保健医療福祉施策は、1900(明治33)年の精神病者監護法制定から始まって、1995(平成7)年の精神保健福祉法制定に至るま

で、およそ100年の歴史が経過しています。1997（平成9）年の精神保健福祉法の制定、2006（平成18）年の障害者自立支援法の制定により、医療、保健、福祉、雇用、居住支援等、精神障害者やその家族に対する包括的、継続的な支援策が講じられ、地方自治体もそれに応じて取り組んでいるはずです。もし、これから段階的に精神障害者の理解を深めていかなければならないとするなら、地方自治体は、今まで何をしていたのでしょうか。

10月14日、障害者支援の充実を図る法案が、閣議決定されています。今回の改正案は障害者総合支援法、障害者雇用促進法、精神保健福祉法などをまとめたものであり、政府は早期の成立を目指しています。加藤勝信厚生労働相は、障害者の希望する生活を、できる限り実現していくための内容だと説明したうえで、今国会で速やかに審議して頂けるようお願いしていくと述べており、早期の成立が期待されています。

その一部ですが、精神保健福祉法では、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備を行うと示されました。虐待防止のための取り組みを推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備するなど、加藤勝信厚生労働相のもとで、精神障害の方への支援や取り組みの改善に向けて、国は努力しています。

こうした加藤勝信厚生労働相をはじめとする国の努力を止める理由はありません。精神障害の方やご家族の課題を国に理解してもらわなければ、改善に向きません。精神障害の方への支援や取り組みの改善について、国がよりよい方向に向けて議論し、努力していると考え、私は請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願に対して、意見書の採択が妥当であるとし、市民福祉委員会で決定された不採択に反対します。

## 5番 柳原英子 議員

請願第4号について、委員長報告に反対の立場から発言します。

現在の日本ではうつ病、統合失調症などの精神障害者が増えており、私の身近にも苦しんでいらっしゃる方がいます。コロナ禍の中、うつ病患者が増えているという報告もあります。

厚生労働省では、患者の増加を受けて、精神疾患をがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病とともに5大疾病に指定し、地域医療における重点的な対策を自治体に促しています。

日本では70年前まで、精神障害者を自宅に隔離するということを認めていました。1950年に精神衛生法が施行され禁止されたはずですが、治療よりも隔離を目的とする収容主義は、いまだに過去のものとなっていない悲惨なケースも報道されます。精神疾患は家系の問題などと言われていた時代もありましたが、脳の病気と明らかになった今でも偏見や差別は根強く残っています。

精神疾患の多くは、早い段階で治療を始めれば回復が見込めるそうです。ですから、この請願の採択を通じて、差別や偏見がなくなり、当事者や家族の声を尊重した国の施策が進むことを願っております。以上のことから、私は、この請願を採択すべきと考えます。

### 3番 原田敬久 議員

請願第4号精神保健医療福祉の改善に関する請願について、委員長報告に反対の立場で討論に加わります。

2022年度の国家予算は107兆5964億円になっております。そのうち、障害者福祉予算は2兆3489億円で、まだまだ世界からみると低い水準と言わざるを得ませんが、ここ10年間で約3倍になっております。

なぜここまで増えたか、これ厚生労働省が動いたというの也有ります。厚生労働省のホームページにこうありました。障害のある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きる社会作りを目指す。障害をお持ちの方、周りの方、運動団体の絶え間ない努力。これが国を動かしているということもあるかと思ひます。

厚生労働省が数字を発表しています。現在何らかのかたちで障害をお持ちの方、936万6千人いらっしゃいます。人口の7.4%です。うち精神障害の方、392万4千人、障害をお持ちの方の約42%になります。私の周りにも精神障害で苦しんでいる方がたくさんいらっしゃいます。親しく付き合っている方もたくさんいます。ある方がこう言ひました。「気がついたら俺こうなっちゃったんですよ」いつだれが精神障害になってもおかしくない、人口の30人に1人になる可能性があります。

日本は2014年に障害者権利条約を締結してあります。この中に障害者が障害のない人と当たり前の暮らしをするために、あらゆる権利を保障し支援を行う社会的責任が国・自治体にあるとはっきりと書いてあります。これは時代の流れだと感じます。ある方はこう言ひました。とにかく家族や周りの人、職場の人が僕のことを全然理解してくれない、わかってくれるのはあなただけだと毎日のようにLINEで連絡が届きます。多いときは40通をこえます。皆さん本当に大変な思ひをされている方がいらっしゃいます。こんな方々の声をぜひ国に届けてほしい。このことを申し上げて討論を終わります。